

---

## 国知弁函運字〔2022〕448号

各省・自治区・直轄市および新疆生産建設兵団の知識産権局、四川省知的財産権サービス促進センター、各地方の関係センター：

中国共産党中央、国務院が印刷・配布した『知的財産権強国建設綱要（2021-2035年）』および国務院が印刷・配布した『「第14次5か年計画」国家知的財産権保護および運用計画』の決定手配を着実に実行し、専利開放許諾制度の安定的な着地、効率的な運用を確保し、知的財産権の転化・運用を強力に推進するため、国家知識産権局は専利開放許諾試行事業を組織・展開します。ここで『専利開放許諾試行事業方案』を印刷・配布するので、現地の実情を踏まえて真剣に実施してください。試行過程中に突出した問題、革新的なやり方、典型的な経験などがあれば、適時に国家知識産権局の知的財産権運用促進司にフィードバックしてください。

以上をもって通知します。

国家知識産権局弁公室

2022年5月11日

---

## 専利開放許諾試行事業方案

2021年6月1日に施行された『専利法』は専利開放許諾制度を創設した。今、『専利法実施細則』および関連する審査規則はまだ改正中である。『改正後の専利法の施行に関する審査業務処理暫定弁法』（国家知識産権局公告第423号）によると、過渡期において専利開放許諾声明は「受理するが審査せず」とされ、制度はまだ正式に運用されていない。『「第14次5か年計画」国家知的財産権保護および運用計画』を貫徹実行し、知的財産権の転化・運用を加速させ、経済発展における要素の市場化配置の重要な役割を十分に発揮するため、これから専利開放許諾試行事業を組織・展開し、専利開放許諾制度の全面的な着地のために政策、メカニズム、プラットフォーム、プロジェクトなど各方面での準備を行うよう、以下のような試行事業方案を制定した。

### 一、全体的な要求

(一) **業務遂行の構想**。本方案中の専利開放許諾試行は、試行を展開する省級知的財産権管理部門(以下は「試行省局」と略称する)が開放許諾の理念と方式を参照し、専利の「一対多」早期許諾事業を促進する措置である。國務院専利行政部門が声明を受信・公表する法定の開放許諾とは別に、試行省局は本方案で確定した原則、任務と要求に従って、開放許諾制度の基本理念、特徴と段階を参照して、関連する地市、企業・事業単位とサービスプラットフォームを組織して試行事業を展開し、許諾意思と条件が専利権者によって事前に明確にされ試行省局によって公開発表される早期許諾を推進する。需給の励起、プロジェクトの備蓄、経験の模索と政策の完備などの多重効果を達成し、専利開放許諾制度の安定的な着地、効率的な運行に堅固な基礎を築くことを目指す。

(二) **基本的な原則**。1つ目は市場志向を堅持することである。専利許諾活動における市場主体、革新主体の意思自治を尊重し、市場規則に従い、市場メカニズムの役割を効果的に発揮させる。2つ目はサービス革新を強化することである。現地の実情を踏まえ、業務遂行の構想を開拓し、業務遂行の方法を革新し、政府部門の誘導作用をよりよく発揮させ、試行の効果を高める。3つ目は政策の連動を強化することである。許諾需給マッチング、金融エンパワーメントなどの各段階で総合的に力を発揮し、サービス支援、需要インセンティブ、追跡モニタリング、プラットフォーム構築などの各事業を統一的に計画し、協同推進の事業構造を形成する。

(三) **予期目標**。1つ目はモデルの模索である。地方の積極性、能動性と模範率先作用を十分に発揮させ、経験を蓄積して貢献し、政策措置などの面で複製可能な普及モデルの形成を模索し、それらを吸収して制度やメカニズムに昇華させ、開放許諾規則体系の完備を支援する。2つ目は効果的な普及である。専利権者、特に大学や研究所、中小企業が開放許諾制度を理解し、初歩的に運用するよう提唱して誘導し、制度の全面的な

---

実施にウォームアップの役割を果たせる。3つ目は成果を形にすることである。2022年末までに、100を超える大学、科学研究機構、国有企業が試行に参加し、1000件を超える専利許諾が達成され、専利転化特別計画の関連業績指標を効果的に改善する。

## 二、試行方式

北京、上海、山東、江蘇、浙江、広東、湖北、陝西などの専利転化特別計画における8つの第1陣の重点支援地域、および2022年に新しく確定した重点支援地域は、本方案に基づいて具体的な方案を制定しなければならない。その他の地域は具体的な方案を制定するかどうかを自己決定することができる。各地域は、各地域の専利需給の強弱に基づいて重点的に試行事業を展開することが奨励される。各知的財産権運営サービス体系構築の重点都市、国家知的財産権試行モデル大学と優良モデル企業は、試行事業方案に従って能動的に試行事業を展開し、他の大学や研究所、中小企業などの関係者は積極的に試行に参加することが奨励される。

試行の期間は、本方案および各省の具体的な方案が印刷・配布された日から、専利開放許諾制度が全面的に実施された日までとする。

## 三、試行任務

### (一) 許諾情報配信プラットフォームの構築

1. 発表の書式を明確にする。試行省局が試行方案を制定する際には、現地の実情を踏まえて、許諾期間の最低期間などの事項を具体的に規定した上で専利許諾情報テーブル(付属書類1参照)を制定し、専利権者による記入・提出に供することができる。専利権者は、許諾情報テーブルにおいて、本専利が専利独占的实施許諾または排他的实施許諾の有効期間内にあること、専利権の有効維持を保証することなどを承諾しなければならない。

2. 発表内容をチェックする。試行省局は専利代行所、知的財産権運営プラットフォームなどの相応の能力と信用力を持つ機関に依頼して、発表しようとする専利の有効性、排他的許諾または独占的許諾が存在するかどうか、質権登録を行ったかどうかなどの状況をチェックすることができる。実用新案専利、意匠専利について声明を提出する場合、専利権者に専利権評価報告または検索分析報告の提供を要求することができる。許諾使用料が明らかに合理的でない場合には、それを指摘して指導することができる。

3. 許諾情報を発表する。試行省局は依頼したチェック機関または関連する信用力と影響力の強い情報プラットフォームを通じて、集中的に許諾情報テーブルを公表する。公表された情報は、少なくとも専利番号、専利権者名、発明名称、許諾使用料の支払方法と基準、許諾期間、専利権者の連絡先などのデータを含むものとする。国家知識産権局の統一組織の下で、各試行省局が公表した開放許諾情報はウェブリンク、インターフェ

---

ースコールなどの方式で共有され、意思と条件をもった知的財産権運営などのプラットフォームにおいて展示・発表することで、視聴者層を拡げ、成約率を向上させる。

## (二) 需給マッチングの促進

1. 需給を奨励し、誘導する。知的財産権運営体系建設の重点都市、国家知的財産権試行モデル大学は試行省局の手配に従って、積極的に試行の各事業に参加する。大学や研究所が市場化の将来性があり、応用が広く、実用性が強く、複数の地域の実施に適する専利技術をもって試行に参加することを奨励する。技術消化能力の高い知的財産権優位モデル企業、「専精特新（専門化・精密化・特徴化・斬新化）」などの中小企業が専利権者から公表された許諾条件に基づいて迅速に許諾を達成するよう誘導する。

2. マッチングチャンネルを拡げる。試行省局は専利技術分野などの情報を分析した上で、関連分野の企業が正確なマッチングを行うよう誘導し、ターゲットを絞ったプロモーションを効果的に推進することができる。知的財産権展示会、「知的財産権サービス万里行」などの活動の形式を十分活用し、需給双方のためにマッチング用プラットフォームを構築する。試行省局は許諾の達成状況、専利実施効果などの後続状況を適時に把握しなければならない。

## (三) 価格設定の指導などにおける支援サービスの提供

1. 価格設定の指導を強化する。試行省局は専利権者に、一括払い、歩合支払い、参加料+歩合支払いなどの一般的な支払い方法を広く宣伝しなければならない。試行省局は専利権者に、国家知識産権局が発表した「十三五」期間の専利実施許諾使用料データにおける同業界の平均許諾金額または料率を参考にして合理的で、公正、低コストの価格設定を行うように指導しなければならない。試行省局は専利権者に、「一対多」という開放許諾の特徴を十分に考慮し、許諾使用料基準を適切に引き下げるように指導しなければならない。試行省局は専利権者に、段階的な無料許諾を行い、試用後の支払いなどの方式を模索し、許諾需要側の積極性をより刺激し、合理的かつ効果的な方式で許諾収益を拡大するよう奨励しなければならない。

2. 取引の保障をしっかりとさせる。試行省局が明確にした区域範囲(本省に限定されない)内で、任意の単位および個人が情報テーブルに公表された許諾条件を受け入れた場合は、原則として専利権者は約束を遵守しなければならない、許諾の達成を拒否してはならない。試行省局は専利開放許諾(試行)契約サンプル(付属書類2参照)を提供し、許諾双方が基本的な権利/義務を明確にし、必要な事項を約束するよう誘導し、許諾取引の安全を保障して、許諾の早期達成を促進する。双方の当事者は許諾契約内容について自ら協議することができる。専利権者が許諾情報テーブルを提出した後に専利権移転を行う場合には、試行省局を通じて公表された情報を撤回しなければならない。

## (四) インセンティブと規範化措置の改善

1. インセンティブ措置を制定する。試行省局は専利転化特別計画の実施と結び付け、

---

関連部門と共同して資金奨励補償、人材の職名の評定などのインセンティブ措置を迅速に制定し、大学や研究所による相応のインセンティブ措置の制定を奨励しなければならない。インセンティブ措置は転化・運用の方向性に一致し、許諾が達成された後も尊重されるべきで、不正行為を防止・撲滅するために、インセンティブ資金の管理と許諾実施状況のチェックを強化する必要がある。

2. 紛争調停を展開する。試行省局は既存の専利紛争調停メカニズムを十分に活用し、試行過程に発生した紛争に対し法に基づいて積極的に調停を行い、許諾双方が自身の合法的権益を維持するよう指導しなければならない。同時に、知的財産権紛争人民調停機能を持つ機関の役割を発揮させ、知的財産権保護センターと関連業界協会を調停に参加させることができる。

#### 四、支援措置

(一) 業務指導を与える。国家知識産権局は教育、工信などの関連部門と政策上の協同を強化し、大学や研究所、中小企業が積極的に試行に参加するよう誘導する。適時に試行経験を普及させ、試行事業に関連する情報チェック、評価定価、取引保障に対して支援、指導と調整を行う。

(二) 法定制度と優先的に連動する。各地の試行における品質が高く、市場の見通しが良いまたはすでに許諾意向を達成した専利について、国家知識産権局に法定の専利開放許諾声明を提出することを支援する。国家知識産権局は制度が全面的に実施された後、法に基づいて迅速に審査・公告を行う。

(三) 典型的な経験を宣伝・普及させる。一連の試行経験または典型事例を適時に選抜・公表し、国家知識産権局の政務 WeChat 公式アカウントや、中国知識産権報などのルートを通じて宣伝・普及活動を行う。試行の効果が際立っているものに対して、通知して表彰する。

#### 五、進捗スケジュール。

##### (一) 手配段階

時間：2022年5月。

内容：国家知識産権局は試行方案を制定し、オンラインの動員会議の開催を手配する。専利転化特別計画における第1陣の重点支援省は試行方案の制定と報告業務を完了する。

##### (二) 発動段階

時間：2022年6月。

内容：第1陣の重点支援省は、プラットフォームの構築、プロジェクトの選択、政策の策定などの準備作業を行う。2022年に新しく確定した重点支援省は適時に試行事業

---

を開始し、試行方案を制定・報告する。

### (三) 試行段階

時間：2022年7月から制度が全面的に実施される日まで。

内容：試行省局は全面的に試行事業を組織・展開する。

### (四) 総括段階

時間：制度が全面的に実施される時(または2022年11月)。

内容：試行省局は前期仕事の総括を行い、試行の効果を整理する。

## 六、業務遂行上の要求

(一) 具体的な方案を立てる。高度に重視し、入念に設計し、全体的な要求に基づいて、本省の試行事業の具体的な方案を制定し、本方案の印刷・配布日から10営業日以内に国家知識産権局の知的財産権運用促進司に報告しなければならない。2022年に新しく確定した重点支援地域は、正式に入選してから10営業日以内に方案を報告する。すでに試行を展開している省局は、前期の事業を基に更に試行方案を完備し、試行の効果を高めることができる。

(二) 組織・宣伝を強化する。組織・動員活動を強化し、大学や研究所、中小企業、運営プラットフォームなどの積極性を十分に引き出し、時間ノードに従って各段階の事業を完成させなければならない。オンライン・オフラインなど様々な方式で許諾双方の需給マッチング活動を組織する。主流メディア、政府の公式ウェブサイト、WeChat・微博などの方式を活用し、開放許諾に関する知識の説明解読を強化しなければならない。

(三) 試行の効果を重視する。適時に試行の効果を総括し、存在している問題を分析し、直ちに事業概要や政務情報を報告・送付し、試行終了時に効果を反映する包括的かつ体系的な試行総括報告書を提出しなければならない。試行の効果は、専利転化特別計画の業績評価と後続の支援根拠における重要な側面とし考慮され、試行への参加は、国家知的財産権試行モデル大学や主要都市の運営サービス体系構築や関連する運用事業の評価・査定に重点な役割を果たすことになる。

出所：国家知識産権局公式ウェブサイト (2022年5月11日付)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/5/17/art\\_75\\_175617.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/5/17/art_75_175617.html)

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。